

議案第66号

郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

平成19年6月11日提出

川崎市長 阿部 孝 夫

郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(川崎市情報公開条例の一部改正)

第1条 川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

(川崎市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第17条第3号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

(川崎市審議会等の会議の公開に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成11年川崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

(川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例の一部改正)

第4条 川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例（平成17年川崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表8の項中「郵便局その他の」を削り、「公民館」の次に「、郵便局」を加える。

（川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部改正）

第5条 川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和40年川崎市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1第6号中「郵便局」の次に「その他郵便の業務を行う者の営業所、他人の信書の送達を業とする者の営業所」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

郵政民営化法等の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するものである。